

○ 議案第79号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の森京子氏（西仙北地域）の任期が、来る令和元年9月30日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

森 京 子 大仙市刈和野字浮島114番地3
(再推薦) 昭和25年11月4日生(満68歳)

○ 議案第80号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の足達隆氏（中仙地域）の任期が、来る令和元年12月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

足 達 隆 大仙市長野字柳田141番地3
(再推薦) 昭和30年1月18日生(満64歳)

○ 議案第81号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の鈴木農夫廣氏（太田地域）の任期が、来る令和元年12月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

鈴 木 農夫廣 大仙市太田町三本扇字葛堀252番地
(再推薦) 昭和24年5月27日生(満70歳)

○ 議案第82号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 本市人権擁護委員の宇野聖子氏（太田地域）の任期が、来る令和元年12月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

宇 野 聖 子 大仙市太田町東今泉字壺本木360番地
(再推薦) 昭和33年2月5日生(満61歳)

○ **議案第83号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて**

※ 本市人権擁護委員の三浦廣咲氏（西仙北地域）の任期が、来る令和元年12月31日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、後任として伊藤美佐子氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

伊 藤 美佐子 大仙市大沢郷宿字宿62番地
(新規推薦) 昭和36年12月8日生(満57歳)

○ **議案第84号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について**

※ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員における成年被後見人等に係る欠格条項等が見直されたことに伴い、本市関係条例において所要の改正を行うものであります。

- 1 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正【第1条の規定】
地方公務員における成年被後見人等に係る欠格条項及び失職規定が削られたことに伴う規定の整理を行うほか、所要の文言整理等を行うこととした。（第23条、第24条、第26条、第30条関係）
- 2 大仙市職員等の旅費に関する条例の一部改正【第2条の規定】
成年被後見人等に係る失職規定が削られたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（第3条、第15条、別表関係）
- 3 大仙市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正【第3条の規定】
消防団員の欠格条項から成年被後見人等を削るほか、所要の文言整理を行うこととした。（第4条、第5条関係）
- 4 施行期日 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第2号に定める日（令和元年12月14日）

○ **議案第85号 大仙市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が公布され、災害援護資金貸付制度の見直しが行われたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 法律において災害援護資金における償還金の支払猶予及び貸付けを受けた者等への報告の求め等に係る規定が整備されたことに伴う規定の整理（第15条関係）
- 2 施行期日 公布の日

○ 議案第86号 大仙市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

※ 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が公布され、氏に変更があった者の旧氏の記載に関する事項が整備されたことなどに伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 旧氏で印鑑を登録することができることとした。(第5条、第6条、第12条、第13条関係)
- 2 印鑑登録の証明事項から性別を削ることとした。(第13条関係)
- 3 所要の文言整理(第2条、第5条、第6条関係)
- 4 施行期日 住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令の施行の日(令和元年11月5日)

○ 議案第87号 大仙市へき地保育所条例及び大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

※ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴い、子どものための教育・保育の利用者負担が実質無償化されたことから、本市関係条例において所要の改正を行うものであります。

- 1 大仙市へき地保育所条例の一部改正【第1条の規定】
生活保護世帯の児童に加え、市町村民税非課税世帯の児童及び3歳以上の児童に係る保育料を徴収しないこととした。(第4条関係)
- 2 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正【第2条の規定】
法律改正に伴う所要の文言整理を行うこととした。(第2条、第5条から第11条まで、第13条、第14条、第16条から第21条まで、第23条から第28条まで、第30条、第32条、第34条から第36条まで、第39条から第43条まで、第46条、第47条、第49条、第51条、第52条、附則第3条関係)
- 3 施行期日 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行の日(令和元年10月1日)

○ 議案第88号 大仙市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

※ 中仙地域の豊川小学校と豊岡小学校を廃止し、新たに統合小学校を設置するとともに、豊成中学校を中仙中学校に編入統合するため、所要の改正を行うものであります。

- 1 小学校の統合(別表第1関係)

地域	統合小学校の名称	統合小学校の位置	統合する小学校
中仙	(仮称)大仙市立豊川・豊岡統合小学校	大仙市豊川字下水無47番地(現豊川小学校の位置)	大仙市立豊川小学校 大仙市立豊岡小学校

- 2 豊成中学校を中仙中学校に編入統合する。なお、校舎は現中仙中学校校舎(大仙市長野字新山5番地1)を利用することとした。(別表第2関係)
- 3 施行日 令和3年4月1日

○ 議案第89号 大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

※ 建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものであります。

- 1 建築物台帳の記載事項証明書の交付を受けようとする者から400円を徴収することとした。(別表関係)
- 2 建築物の用途変更を二以上の工事に分けて行う場合の制限が緩和されたことに伴い、全体計画の認定等に係る手数料として床面積に応じて5千円から14万円までの手数料を徴収することとした。(別表関係)
- 3 建築物の用途を変更して仮設の興行場等として使用することの許可を受けようとする者から、床面積に応じて3万6千円から12万円までの手数料を徴収することとした。(別表関係)
- 4 所要の文言整理等(別表関係)
- 5 施行期日 公布の日

○ 議案第90号 字の区域の変更について

※ 高屋敷地区農地集積加速化基盤整備事業及び三条川原地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、同地区の字の区域を変更する必要があるため、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 事業概要
 - ① 高屋敷地区農地集積加速化基盤整備事業(北檜岡・刈和野地区)

事業量	区画整理工45.4ha(地区面積52.6ha)
事業費	9億350万円(見込み)
事業期間	平成25年度～令和元年度(予定)
負担割合	国55%、県27.5%、市10%、受益者負担7.5%
受益者	75戸
 - ② 三条川原地区農地集積加速化基盤整備事業(北野目・北檜岡地区)

事業量	区画整理工78.7ha(地区面積90.4ha)
事業費	18億700万円(見込み)
事業期間	平成26年度～令和2年度(予定)
負担割合	国55%、県27.5%、市10%、受益者負担7.5%
受益者	173戸
- 2 換地処分 令和2年3月(予定)